

京都府立京都八幡高等学校学則

制定 平成19年4月1日
改正 平成20年9月1日
改正 平成22年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和4年4月1日

目 次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	学年、学期及び休業日（第4条－第6条）
第3章	教育課程及び教科用図書（第7条－第9条）
第4章	単位の認定、学年の課程の修了及び卒業（第10条－第12条）
第5章	部活動等（第13条）
第6章	入学、留学、休学、転学、退学等（第14条－第23条）
第7章	保護者等（第24条－第26条）
第8章	授業料及び入学料（第27条－第30条）
第9章	表彰及び懲戒（第31条－第33条）
第10章	施設等の利用（第34条）
第11章	補則（第35条）
附 則	

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この学則は、京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）第5条第1項の規定により、京都府立京都八幡高等学校（以下「本校」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置課程、学科等）

第2条 本校には、全日制の課程を置く。

2 本校には、普通科総合選択制、人間科学科及び介護福祉科を置く。

（修業年限及び在学期間）

第3条 修業年限は、3年とする。

2 在学できる期間は、5年とする。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第5条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月21日から1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

(7) 京都府公立高等学校入学者選抜実施要項において定められた学力検査等の実施期日のうち校長が必要と定めた日

2 校長は、教育上必要があるときは、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることがある。

(臨時休業)

第6条 校長は、非常変災その他急迫の事由のため、臨時に授業を行わないことがある。ただし、この場合は、回復措置を講じるものとする。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は、校長が別に定める。

(各教科・科目の履修等)

第8条 生徒は、教育課程に定める各教科・科目を履修し、特別活動及び総合的な探究の時間における学習活動を行わなければならない。

2 特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事とする。

(教科用図書)

第9条 教科用図書は、京都府教育委員会が採択した教科用図書の中から、校長が定める。

第4章 単位の修得の認定、学年の課程の修了及び卒業

(単位の修得の認定)

第10条 単位の修得の認定は、別に定めるところにより、校長が行う。

(卒業の時期、卒業の認定等)

第11条 卒業の時期は、3月とする。ただし、留学が終了した時点において、校長が卒業を認定した場合は、この限りではない。

2 校長は、全課程を修了したと認められる生徒について、卒業の認定をする。

3 校長は、前項の規定により、卒業の認定をした者に対して卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(原級留置)

第12条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を、原学年

に留め置くことがある。

第5章 部活動等

(部活動等)

- 第13条** 生徒は、校長の許可を受け、本校の教員を顧問として、団体、部等を組織することができる。ただし、政党その他政治上の目的をもつ団体及び宗教団体その他宗教上の目的をもつ団体又はそれらの指導若しくは影響下にある団体の支部を組織したり、そのための活動をしてはならない。
- 2 前項の規定により許可をされた団体、部等が、本校外のそれらと連合して活動しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。
- 3 許可を受けた団体、部等が、前2項の規定に違反したとき、あるいは本校の団体、部等としてふさわしくない行為があったときは、校長はその許可を取り消すことがある。

第6章 入学、留学、休学、転学、退学等

(入学の時期)

- 第14条** 入学の時期は、4月とする。

(入学時の提出書類)

- 第15条** 生徒は、入学した日から15日以内に宣誓書（別記第2号様式）に保護者等の誓約書（別記第3号様式）を添えて校長に提出しなければならない。（生徒が成年に達している場合は宣誓書のみ）
- 2 前項における「保護者等」とは第24条第3項に定める者とし、以下、この学則において同様とする。

(転入学及び編入学)

- 第16条** 転入学又は編入学を希望する者は、本人及び保護者等（生徒が成年に達している場合は保証人、以下同じ。）連署の転(編)入学願（別記第4号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、校長はその事由を審査し、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。
- 3 第15条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(留学)

- 第16条の2** 留学を希望する者は、本人及び保護者等連署の留学願（別記第4号の2様式）に留学の内容を示す書類を添えて校長に提出しなければならない。

(留学の期間)

- 第16条の3** 留学の期間は、原則として1年を単位とし、その期間は在学できる期間に算入する。

(転学及び退学)

- 第17条** 生徒が、転学又は退学しようとする場合は、本人及び保護者等連署の転学願（別記第5号様式）又は退学願（別記第6号様式）により校長に願い出なければならない。

(再入学)

- 第18条** 本校を退学した者又は学籍を除かれた者が、再入学を希望するときには、本人

及び保護者等連署の再入学願（別記第7号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合、校長は、正当な事由がある場合に限り、相当学年に再入学を許可することがある。

3 第15条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

（休学）

第19条 生徒が病気その他のやむを得ない事由により休学しようとするときは、本人及び保護者等連署の休学願（別記第8号様式）により校長に願い出なければならない。

2 前項において、病気により休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（休学の期間）

第20条 休学の期間は、欠席の期間を通じ2年以内とし、その期間は、在学できる期間に算入しない。

（復学）

第21条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより、復学しようとするときは、本人及び保護者等連署の復学願（別記第9号様式）により校長に願い出て、許可を得なければならない。

（出席停止）

（在籍する前に成年に達している場合）

第22条 第6章の前条までの規定にかかわらず、生徒が本校に在籍する前に成年に達している場合は、次のとおり読み替えるものとする。

（1）第15条において、「宣誓書（別記第2号様式）に、保護者等の誓約書（別記第3号様式）を添えて、校長に提出しなければならない。」とあるのは「宣誓書（別記第2号様式）を、校長に提出しなければならない。」とする。

（2）第16条第1項、第16条の2、第17条、第18条第1項、第19条第1項及び第21条において、「本人及び保護者等連署の」とあるのは「本人署名の」とする。

2 前項の「本校に在籍する前に」とは、入学の場合は入学年の4月1日まで、転・編入学又は再入学の場合は、校長が転・編入学又は再入学を許可した日までとする。

第23条 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第12条の規定に基づき、必要があると認めるときは、生徒に出席停止を命じることがある。

第7章 保護者等

（保護者）

第24条 保護者等は、生徒の親権を行う者又は後見人とする。

（責務）

第25条 保護者等は、本校の教育に協力し、本校に対して当該生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

（住所等の変更）

第26条 保護者等が、住所あるいは氏名を変更した場合には、直ちに校長に届け出なければならない。

第8章 授業料及び入学料

(授業料及び入学料)

第27条 本校の授業料及び入学料は、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号）に定めるところによる。

(納付の時期)

第28条 授業料は、各学期の授業開始の日から15日以内に納付しなければならない。ただし、納期限後に転入学、編入学、再入学又は復学(以下「転入学等」という。)した者は、その際その学期分(転入学等の日の属する月以降分)を納付しなければならない。

2 高等学校等修学支援金の支給認定の申請その他の手続を行う場合は、納付期限を別に定める

3 入学料は、入学の日から15日以内に納付しなければならない。

(授業料の返還)

第29条 既納の授業料は、還付しない。ただし、退学若しくは転学により月の全期間を通じて在学しなかった場合又は月の全期間を通じて休学をした場合は、当該月分の授業料の全部を還付する。

(未納者に対する措置)

第30条 校長は、正当な事由なく授業料又は入学料を滞納しているときは、当該生徒の出席を差し止めることがある。

2 校長は、前項の滞納がその学期を超えるときは、当該生徒の学籍を除くことがある。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の範と認められる者を表彰することがある。

(懲戒)

第32条 校長及び教員は、本校の規則に違反した生徒、あるいは本校の生徒としてふさわしくない行為のあった者に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(手続きその他)

第33条 表彰及び懲戒の手続とその実施に関する事項は、校長が別に定める。

第10章 施設等の利用

(施設等の利用)

第34条 施設等の利用については、校長が別に定める。

第11章 補 則

(その他)

第35条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に在学している生徒の学科、類・類型は、施行日から平成21年3月31日までの間、この学則の第2条第2項の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（平成20年9月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に在学している生徒の学科は、施行日から平成23年3月31日までの間、この学則の第2条第2項の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に本校に在学している生徒の各教科・科目の履修等は、施行日から平成33年3月31日までの間、この学則による改正後の第8条の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。